

ブラジル国農村開発計画(抄訳)

# ブラジル国農村開発計画

(抄訳)

昭和61年3月

61

3

国際協力事業団サンパウロ支部

農業情報室

サ・パ
JR

JICA

703
007
SP

國際協力事業団

交付 月日	'87.1.20	703
登録 No.	15830	80.7
		SP

## 国家農村開発計画テキスト

以下はブラジリア市において国家農地改革計画と同時に農務省により発表された国家農村開発計画の要綱である。本計画の上提に際して趣意書には、ペドロ・シモン農務大臣、ジョ・ヤジ企画大臣、及びネルソン・リベロ農地改革大臣が署名している。

- ペドロ・シモン農相によると国家農村開発計画の基本方針は“迅速で効果的かつ整新な農業政策”に平行しておこなわれなければならないことを前提としている。新しい農業政策をこれと農地改革の成功や、農業機構との間の協力はあいまいである、としている。
- 農地改革の受益者は適切な技術指導、融資、調査技術による特別の取扱、新しい生産地帯の流通処理に際して集中的な訓練を受けなければならない。これらの措置をとりうるのは農務省及びその傘下の機関（EMBRAPA, EMBRATER, COBAL, CIBRAZEM, CFP などの他）である。
- 従来主要農業政策である融資、技術指導、租税、最低保証価格、賦与及び食糧供給政策や農産物の対外取引に關する政策を根本的に変化するための研究が行われなければならない。
- 政府は農業部内開発の計画の中長期の戦略を作成せねばならない。この政策は農産物の輸出及び輸入目標から、地域別の生産、雇用及び農業と工業との関連にいたる目標を設定せねばならない。
- 本計画の持つ他の重要な点として農業企画システムの再整備、再編成にある。同システムの主要目標は国家開発計画(PND)が国会に上提される前にあらかじめ決定し同計画の中の農業部内の開発戦略に含められるものである。
- 本計画には又計画の基礎的な規制措置となり、又適用の方法を不可法律をも含むもの。政府による農業に關する法律の統合と完成の必要性が述べられている。

農務省により作成され、大統領に提出された国家農村開発計画の全文は以下の通りである。

「各種の局面をもつ農業問題の中でも農地整備の問題は民主同盟の公約に於ける決意の中で特筆される問題として更下の特別の配慮の下に政府の優先項目とすべきである。

JICA LIBRARY



1025287[2]

土地問題に対する優先的取扱い、社会問題を解決し、技術問題を中心とし、人の問題、人的性の尊重、その労働の価値化に対する賞下の配慮を示さねばならない。

また、賞下はすでに国家開発の中に与える農村開発の問題が特筆すべき位置を占めていることは確信する旨を明らかにしておきたい。この両者は社会正義の名の下に同時に進めねばならない。常に所有権の保証とその社会的機能の原則、人的性の尊重の条件としての労働の価値化、自由なインプットと生産現場間の調和と連帯感、経済権の濫用に対する抑制、雇員組合の拡大等に向けなければならない。これらにより農村人の国の富への参加が保証されるべきである。

したがって農村社会の調和のある開発を目指す政策においては、経済的目的(生産性)と社会的目的(平等)と統合するこれが不可欠の事項であり、農地改革に対する国の視点が決定された今日、本問題に対する考察を行つたのは時期を得たものではないかと考へておきたい。

農業の重要性と国民の要望の中で賞下により公布された農地改革は、その基本となる所有権を保証し、農村の平和を求めねばならない。そのためには平和共存のための話し合いを必要とし、これは政府の業務範囲を超越してプロパガンダであるべきから社会全体を基礎として、秩序と民主主義の原則の中で農村の上地が農民によって入手されるべきであることを示さねばならない。

農地改革はこれが完全に遂行されるためには、段階的、恒続的かつ秩序の中で行われねばならない。他方、農地改革の目的そのものは社会正義を実現し、生産性を増加させるための手段であり、これは社会平和に必要とする手段と切り離して存在することはあり得ず、全体の一部として取扱われねばならぬものである。

農村における諸問題は農地のよりよい配分のみで解決出来るものではない。しかし、農地のよりよい配分は均衡した農村開発のために決定的に貢献することも事實である。

また、このように土地問題をとりあげ、その良好な配分の問題を考へる場合、農村労働者の問題と無視することは出来ません。農村における労働肉體を正当なものとし、農村労働者が自己の労働の結果による生産性の向上が分ると思ふに受け得るよう望むものである、達成せねばならぬものである。

この問題やその他の問題で避けるべきの出来ぬ問題、つまり農業の問題は不可分割で、総合的な政策を必要とするものである。その中には農地改革や農業改革に充てる重要性を持つべきものを含んでおきたい。

他方、農地改革と農政との間の調和をとることは農業部門において政府が行った改革に成功に導く基礎となるものであり得る。土地の所有と利用構造の根本的の改革をなし、最近数年農政に影響を及ぼしてきたむづみと歪みとを正すことは困難であり得る。

また、農業政策の変更とその強化は、農地改革のプロセスを反物理的に設置されるための不可欠の事項となり、その受益者は国の調査機関により、優先的に技術援助や適切な融資、新しい生産地帯における集中的な訓練を受けようとする。

農業政策は更に、政府が設定する社会的優先事項と両立するものとして受け入れられなければならない。その他の農業部門におけるものと同じく、基礎食糧の生産拡大や小規模者の保護等にも其意を注いでいる。

我が国には従来、農地改革や農業政策が不足してはいけなから、農村開発の政策、すなわち農村社会の要望に応じ、農村人の地元で生活し得る条件を作り、更に農村中流階級を造成する政策に欠けていたことがあった。この既存政策を実行に移すために、国、州、直轄領、郡、労働者階級、及び生産者団体と社会全体の責任において行われなければならない。逆変的ない政府の責任帰する問題ではない。

これらの政策の策定と実行に際して、連邦政府は州、直轄領、連邦郡と関連を保ち、農村問題の解決を図り、各州の問題解決のために適切な手段と方法とを求めなければならない。連邦政府は、その下部機関と通じ、法の適用に従って、そのために各州、及び郡の役割を完全に融資も含み援助するものあり、地域別の特性を尊重して土地法適用の規程に従い、連邦政府は、州や郡の権限と委任するものが適当であるべきであり、そのみにて直接行動をとるべきではない。

このように視察の中での公共機関の均等のために行われる内国移住が持事である。これにより、国内土地と、大都市圏の流出や、新しい農業生産における生活条件の改良を求め無統制な移動を避けようとする。

この内国移住については送り出し側と受け入れ側の州政府間の事前の関連を保持し、内国移住が地理上の空間を埋め尽くすのを防ぐ。人口密度の過剰による圧迫は、農村人口の吸収を行ない得る地域の発展を後押しする。内国移住のプロセスを企画することは不可欠のことであり、公共土地に許す植民は、過剰人口の吸収のために新しい前提を開くための手段として用いられる。

存りません。

同様に 租民政策の中にも次のものが含まれる。

- 農村の協同組合制度及び共同連合体制の普及と実施のための何れのものあり。
- 農村生活者の農業融資と利用出来る状態に置く。
- 政府の優先事項として農村住宅の問題としてあげらる。
- 民間の土地において行われる農地に肉する契約(借地、賃金等)は 特殊法律の枠内に置かれるべきである。これら農地に肉する契約の制度は、農業者と農村に止り、農村の経済開発技術の修得、農業生産の増大に貢献し、農村人として、将来自己の農地を営むための資格を有する方法として重要な制度である。

農地改革と農業政策は他の補充措置と共に互いに援助し、支え合うべきものであり、国家開発計画によって代表される国の総合的な開発政策の中にも農村開発計画が含められなければならない。これは農村社会の福祉と経済発展に対する明確の目的に向って一連の行動と選択を促すべきものである。

これにより、1964年にメッセ-ジオ33号において国会に提出され、同年法律第4504号として公布された農地改革の農業開発に肉する法律として土地法典を中心とし、農地改革、農業政策及びその他措置と含み、社会正義と生産性の向上を基本的な考慮として国家農村開発に肉する政策の策定を奨励し提案するものである。

## 2. 国家農村開発計画

国家農村開発計画は、他の不可欠な手段と共に、農地改革と農業政策を二本の柱として、後述のとおり、これらの柱と手段と実効を有するべきである。

### i. 農地改革

A) 新しい農地の造成、農業生産の整備、社会平等及び生産性の向上の機会となる農地改革は、段階的かつ秩序をもって進められるべきである。その企画及び実施の段階において憲法上の規定、土地法典及びその他の関連法規を尊重し、この方針に基づいて行われるべきである。

- 1) 憲法の規定に基づいて、農地の所有権を保護する。
- 2) 農地の所有者が土地の社会的機能を果たし、有効にこれを利用するのを奨励する。

- 3) 土地の社会的、経済的機能を争ひ、合理的に利用すべき限り、既存の用途と面積とに優先権を保持する。
- 4) 土地を持てる農民、農圃地主及び農林労働者に、居住地域内、又は人口過密を避けるためあらかじめ定められた地域、優先地域とし、経済的に利用し得る土地の取得条件を定める。
- 5) 民間の土地接收の時は、連邦機関に所属し、特定の使用目的を有する土地を、適切に使用し得る土地として、公共用地や農林労働者の配分の対象として利用する。
- 6) 地域別又は国全体の利益を考慮し、社会正義と生産性の観点より、優先地域と、接收の対象とする地域の選定を定める。

接收は優先的に次の順に行われる。

- 人口密度の高い地域 又は公共事業上、恩恵を受ける地域に在り、利用可能な土地とありながら未利用の土地。
- 経済的、社会的秩序の原則に及ぶ開発が行われていない農地 (例として労働者の人道のため、再生可能な天然資源の保存が行われていない土地)
- 生産が行われていない中、所有権が明確でないため物事が続いている土地、居住者(歩合作、借地、占有者)の立退きや土地の取上げ等により、深刻な栄養状態にある土地。

- 7) 土地の社会的機能の履行とその評価に於ける地域別又は地帯別の環境条件を考慮に入れる。
- 8) 農地改革の優先地域に位置し、経済的、社会的秩序の原則に依りて、土地利用の大地主制の土地の接收の際、は農業優先による補償金の支払が行われる。(憲法第161条の規定)
- 9) 農地契約(借地又は歩合)に於て、給料生産者とし、農業に従事していることが証明されたものに於て、接收地を含む、公共用地の取得に於て優先権を有する。
- 10) 大消費市場に近い地域の土地の配分に際しては、果敢園芸その他住民の基礎食糧生産の必要性を考慮する。
- 11) 次の状態にある接收地を含む公共用地の譲渡又は地権移転の形式を用いる
- 目的とする土地は最低限5年間に農業者の居住する見込みがある場合
  - 法律に於て定められた寄贈の場合を除き、国庫に相当な収入を得る支払を保証する場合。

B) 農地改革は、その期限と目的を定め、地域別、全国別の定期的・5年プランと特定プロジェクトにもとづいて実施される。

農地改革の企画と実施の段階において農地改革開発者(MIRAD)は各連邦機関の共同責任を、また、州、連邦直轄領、市及び民間(農業労働者及び農業企業代表)の参加を得る。

農地改革開発者は農地の所有権構態に対して行われる改正案を明らかにする目的で、各州政府との連絡を保ち、農地改革実施の目的、二州州政府との間に法に基く協定を締結する必要がある。

農地改革については又次の案が採算される

1) 現政権の任期以内における国家農地改革プランに於て、二州に拘連する各連邦機関、州政府、直轄領政府、市庁政府、及び民間団体(農業部門を代表する団体)の積極的参加が行われる予定である。

このプランに於てその目的と作業方法について土地法典に定められる(第35条)次の事項を定むる旨の定めが行われる

- 地域別優先地域の設定
- 農地改革の実施、管理する責任機関名
- 各地域別プラン作成の条件と目的の決定
- 優先地域内の基礎衛生部門、教育部門及び技術援助部門に於いて公共部門が計画する措置の組織化
- 国家計画及び各地域別計画の実施の方向性による完全の限度と改良する

2) 国家農地開発計画の目的とする期間内に作成される農地改革の地域別プラン及びその関連プランも同様、二州に拘連する連邦諸機関及び州政府、民間団体(農林部門を代表する機関)の共同参加、共同責任態勢とする。土地法典第35条に定められる次の条件を満了するものとする。

- 対象地域の設定
- 地域別の農地改革の目的の決定
- 地域別優先事項の決定
- 接収可能土地の面積及び位地を明らかにする。
- 改良工事手続
- 必要とする投資額及びコストの推定。



3) 地理的に区別し、地域別のプロジェクト又は農地のグループ別プロジェクトで普通の取扱いを受  
けようとする土地改良プロジェクトの規模は、通常より、

- 地域社会及び経済に関する調査。
- 完全に決定された特徴の土地改良開発の単位及び検証
- プロジェクトの建設に必要なインフラストラクチャーの工事及び歩合業者の経費と保護する  
費用
- 投資コストと投資形態
- 中央市街地に設置される基本的サービス
- 目標とする家族収入
- プロジェクトの実施のために協賛者又は合資者を取扱える公共又は民間機関の受ける協力。

c) 農地改革の国家プラン及び地域別プランが形成されるまでの間、農地改革の適用を緊急に必要  
とする優先地域を明らかにし、後日、国家プラン及び地域別プランの作成の際、これに含めることが出来る。

d) 農地改革(又は農地開発計画に於いて)の企画及び実施の段階で、次の補完事項を満了する  
は不可欠のことがある。

1) 次を優先目標とする公共及び民間地への植民。

- 新しい農業前線の開拓(国の開発にとって必要とする空地への入植)
- すでに人口過密地帯の圧迫を軽減する。
- 田園移住の企画

2) 国が通過する土地の区画及びその保護は、国家農地開発計画の必要に応じて行われる。この区画の  
土地の所有権に疑問が生じたために起る紛争を終了せ、真の所有者と土地の所有面積を明らかにする  
に行われる。

3) 農地への課税は面積、位置、及び開発条件等、税額決定の要素となる社会面、経費面を考慮に入れ、累  
進課税の原則が用いられる。政府は支出の源として招くため、実質的な税の徴収をすべきことは  
留意しなくてはならない。

4) 農地の区画と整理、最新時点でのデータの整理、農地モジュールに関する再検討、これは国内の各地  
域の事情、農地の開発形態、農地モジュールの必要面積、を知らなければならず、農地改革の全国計画  
及び地域別計画に反映される。

5) 土地取得のための融資、これは土地を所有する農民や零細地主が自己資金の能力に応じた面積の土地を購入するに必要とする。

## II. 農業政策.

土地の所有権、正当な占有権、及びその適切な利用を保障し、農村経済の利益のために完全な利用、国内の工業化プロセスとの協調を図る政策活動に指導する農業政策は土地法典及び関連法規を基礎としておこなうべき方針を持つべきである。

- 1) 国家開発計画の中における農業部門の企画活動を再び活性化し、次の目的に集中して企画を行う。
  - 社会的に正当であり、経済的に効果的かつ環境面と適切な新しい農業開発のスタイルを作成する政府の行動を導く戦略を決定する。
  - 農業生産者の活動場所を定規化する目的を達成し、農業の発展、農業-環境の発展の地域計画を行う。
  - 各州別の食糧生産を最大限の自給自足に近づけ（輸送コストの軽減を図り）、原料産（フィード）及び輸出用余剰物の生産と両立するに目指して州別の生産及び供給計画を州政府の協力のうちに作成する。
  - 農村雇用の増進を見出し、毎年表化する農村の労働問題の対策をあらかじめ定めて情報を収集する。
  - 他の公共機関との関連において、国内移住プロセス、及び農村の生活条件の向上を企画する際、農業開発及び環境問題の補完的アプローチを農村部計画及び工業化計画と策定する。

2) 農業部門が現金完全に依存するのを軽減し、同時に農業部門の各分野（企業、協同組合、農村改革の受益者、借地農、歩合農を含む小規模者団体）別に果敢な取組みを行うことで新しい融資システムを改良する。

農業政策の全般に適用されるべき融資システムは、地域別、国全体の輸出の発展の生産の多様性、需要供給の両立を図るべきに設定される。

- 3) 次の方向に向って農村調査を指導し、生産者に対しその結果に基づいた活動に集中的に行う。
  - 中小生産者の平均的な資金能力に応じた技術レベルを求め、基礎食糧の生産を支援する調査を集中的に行う。

- 大型農業に於ける環境の質を保存し、同一場所を長期にわたり生産を継続出来る技術の開発を優先的に実行。
- フラワー農業が外国技術への依存を軽減する方法としてバイオテクノロジー及びマイクロビオロジーの分野の調査に主力を置く。
- 農地改革の各プロセスで可能とする技術及び生産プロセスを開発する。
- 集中的な生産システムを用いることにより、水資源を有する地下資源エネルギーに節約する技術の開発を行う。
- 各地域の特性に適した技術の開発を目指す地域別調査を実施する。
- フラワー産業に関する知識を深め、その保存、開発及び価値化を目指すことにより、外国への依存度を軽減する。
- 中長期的に国家の利益に関連する技術開発のためのベースを拡大することを目指す。各大学との協同によるバイオテクノロジーを求めた調査を振興する。
- 農地改革の受益者を含む生産者団体や農林普及活動と関連を深めることにより、技術移転のプロセスをすすめる。

4) 次を目標として、農林普及活動を地域別の特性に適合させる

① 公共部門の従来の目標を強化すべし、業務の迅速化を期すための農林組織を強化し、協同体を形成する

- 農地改革による受益者の組織、訓練、及び技術移転への参加を奨励する。
- 有機農業における農業の使用について、農業者を指導することにより、土壌と木の保存と、自然環境の保存と目標を固める。
- 各生産単位の農業技術を全面的に開発し、各社会-経済環境に適した生産システムを決定する。
- 灌漑システム及び排水システムの導入を促し、生産者に個人及び全体的に指導する。
- 農業融資及びその他の生産及び販売のための融資メカニズムの活用を促し、それに関する討議を実行する指導する。これに協同組合活動にも関連する。
- 食糧生産、適切な生産機械の使用、農業生産の長期化、水質、生産物の輸送及び貯蔵の適切な形態等について応報し、討議し、指導する。
- 生産物の格付、精製、保管、価格及び合理的な生産機械の購入方法、販売方法について生産者を指導する。

- 生産者に対し 衛生及び健康、食糧品の調整と保存、病気の予防措置を指導する。
- 国のエネルギー政策、付帯エネルギー用技術の建設と改訂に因り、生産者に情報を提供し指導する。
- 技術更新のプロセスが不透明であるという性格と認識するに始まり、技術の発展とその社会的利用、その成果の吸収と行われる技術の開発する。この意味において、先進農業における技術更新の戦略は、その一部の新技術と、工業化世界の状況にある大半の技術との間の溝を考慮し、既存の技術構造及び工業ベースのほか、すでに蓄積された知識や土壌を組み合わせる。
- 新しい技術形態の更に再生出来ぬ鉱物エネルギーの節約、輸入品への依存の軽減、新しい環境保全に対する考慮をわけて天然資源の利用を促進する方向に向けられる。

6) 最低価格保証政策とより効果的かつ安定的な採掘とすべく現実の合意に改訂を行なう

B. 農業政策の企画と実施に際しては次の補足事項に対し特別の注意が払われるべきである。

- 1) 生産物の貯蔵、流通網の拡張及び改善。
- 2) 農産物の拡大、農産物の精製及び加工の振興、地方の労働力吸収の方法として零細加工施設を含む。
- 3) 農業協同組合及び生産者連合団体の結成を促進する。
- 4) 優先的に簡易な方法による灌漑の実施を促進する。とくに乾燥地帯や亜熱帯地帯の小面積農地における農業生産性の向上と小規模農地の生産と同一。

C. 農務省は農業政策の策定と実施に際して、各連邦政府、中でも農地改革開発者、大業者の参加と共同責任態勢をとり、関連するすべての機関との調和を保ち、とくに地域別、地方別及び全国の利益に注意するよう、農業企画システムを通じて州、直轄領、連邦、都及び民間（農産を代表する機関）の積極的参加を求めよう。

### III その他の措置

国家農務開発計画では、農地改革と農業政策の重要な柱とするが、これら及び不可欠な事項として次の措置が行われる。

- 1) 次の事項を保障するに必要、農村の生活水準を維持し、農村部の流出を防ぐことと目的として農村民の社会面、経済面の振興を行なう。
  - 農村の労働者及びその家族に安全を争い、居住地域内で労働に従事出来るよう農村住居建

改プログラムを推進する。

- 農村教育を強化し、農業分野にふり、専門技術の修得と訓練を行ない、さらに各地域の文化の保存と振興が尊重される。
- 保健、社会保障を強化し、とくに未成年者の保護を行ない。
- 農村居住者の生活条件の向上、福祉の増大を図り、全国的なコミュニケーション・システム（輸送、郵便、電信、電話、ラジオ、テレビ）や商業、娯楽施設を増加する。

2) 農地契約（法的認知する民間所有地の一時的利用及び占有利益とこれの信託や歩合の契約）は社会平等と生産性向上を目的とするため、適用される農業関連法規の履行にわたる監督が強化される。

3) 生産物を消費中心地帯へ即時に輸送する所は必要道路の開設と保全、とくに植民地と江外地域における輸送の遅延による生産物の腐敗を避ける措置をとる。

4) 農業政策、森林政策、環境保全政策、土地整理政策、インフラ保護政策及び森林政策が互いに調和され、国の利益の相互調和に肉体で共存出来る相互の両立を図る。

3. これらの措置の企画及び実施に際し、各関係者から農地改革、農業政策の担当機関、州政府直轄政府、市行政府及び民間（農地の代表機関）と共に農村生活者の必要に応じた最良の方法を求め互に合同して行動しなすべし。

### 3. 法律

この農地に関する法律の制約の比較、前に述べた法律全般と衝突を合せることは避け得る問題である。すなわち、農地法（土地問題と取扱）法律）の不一致、つまり法律の他の分野に及ぶ農地関係の肉親法律を考慮に入れた必要がある。

法律は国家農村開発政策を規制する基本的な手段であり、これによる実施の方法は決定すべきであり、その変更は必要であれば、それが採るべき有効である期間中は尊重しなすべし、任意の仲裁による不安定、秩序のある方法で開発計画の実施を促すべきである。

法律の尊重は条文に忠実であるべきであり、裁判による決定にも従ふべきである規定される。

他方農地法の重要性が重視視されるに連れて、その数多い法令を統括する必要性が曖昧に感じられる。既に農事上の裁判やそのために改良される訴訟に関する法令改正の必要性が重視されるべきである。

これらの措置は規則もなく古くからの慣習にブラジルの農業問題の解決に役立っている。

農地法の統合と完成にあたっては農業問題の基本的な面が明らかにされなければならない。この作業は更に農業関係の訟訴と規制する特別基準の作成が加えられるべきである。

農事裁判に関し他国の経験では農業法の制度の確立と国内の各現実に対する解決が法的に系統的に分類された段階に早く完成されたものではないが裁判が重要な役割を果たしている。裁判官の法律上の資格が認められ、農業生産の問題上、紛争解決の専断となる判例により農業法についての知識が証明された司法官による措置は、農業問題の解決のためにも重要な役割を果たし農事裁判が行われる。

農業法の重要性のほか、ブラジルの現実と農村の労働及び社会福祉に関する法律に適合させることも必要である。これは農村労働者保護の目的で農村地帯において労働基準局の設置と共に活発化し、基準局の新設がこれに必要である。

この農村労働に関する法律はブラジルの現実に合せて調整されるべきである。この目的は、その特殊な性格から特別の取扱いを要する農村における労働に完全に適合し得るものである。

一方、農村社会保障に関する法律は、今日都市生活者が受けていると同様の恩恵を段階的に受けるべきである。改正されるべきである。農村生活者と都市生活者の間にこのような差別は存在すべきではない。

4. 農村開発計画はその中心として農村の労働者に置き、その労働の保護と価値化を図り、生活水準を向上させ、安定した農村中流階級の出現を期待するものである。この目的の達成を目的として統合された行動によって得られるべきである。これらの各機関は運営の权限又は管轄に権限を避け、国家農村開発計画の業務実施のため州、直轄領、都及び連邦に存する援護を受ける。この各行政機関は土地法典や関連法規に従って協定を結ぶべきである。

農地改革、農業政策及びその他の措置を通じてこれらの政策の達成に関し、全体的から一般的に性格を持つ措置を阻害するのではなく、優先的に国によって援助を受けるべき地域、深刻な紛争や社会的繁栄が起るべき地域、及び国家にとってその開発が特に重要性を持つ地域 及び人口の増加が明らかであるべき地域、土地の所有権が曖昧なため紛争がある地域、又は立退き中旧居住者の退去（歩合、借地又は占有）のため社会的繁栄がみられない地域、更には国家的見地から明らかな損失と土地利用の人口稀薄地帯等が優先される。

特に農地改革の目的として優先地域として明らかであるべき地域は、上に述べたような地域として国家農村

南米沖の主要地域として次の地域があげられる。セマソコ川流域、マツグロツドス川州よりアマロ直轄領に亘る間の国境地帯、ソリモエス川とアマゾナス川北部地域、及びアマゾナス川流域。

同時に又次の地域も国家農林開発計画の即時設置を必要とする地域である。：東北地方の農業生産対策プログラムに含まれる地域、乾燥地帯100万ヘクタールの灌漑プログラムに含まれる地域、2018年連邦政府の選定州政府が優先的取扱いを受けるべき地域であることも明らかとした地帯。

更に大統領と協定した承認済みの研究段階にあるプログラムやプログラム外の地域も国家農林開発計画の主要地域に含まれるべきである。

大統領閣下、以上の貴下の裁可を得るために上申した国家農林開発計画の基本路線あり。

5. 国家農林開発計画の実施にあつては、直轄領、部及び連邦以外の役割は極小であり、責任の大部分がこれらの地方政府に帰する。これらの任務を農村社会が持つべき問題と直面するに必要であり、公共秩序を維持しサービスを供給する任務である。これらの任務に對し問題解決のためには必要とする援助が与えられねばならない。

この上を觀察し、各省、この管轄内及び組織は国家農林開発計画のプログラム及びプログラム外の作成にあつては管理行政の地方分散、州内強化を旨とし、必要の地方行政機関が農村社会の良好な指導を行使し得るよう、必要の援助を与え、同時に地方行政機関の共同責任を促すものとする。従つて国憲及び法律に基づき与えられた権限を履行するに必要である場合、他の公共機関が与えられた責任をこの条件下に在る場合に各地方行政の問題に介入すべきとする。

この上を連邦政府の直接又は間接に各州及び部の中を行政と関係する場合、連邦政府の行政が全体の均衡を破壊するに在り、事前に双方の了解を求めねばならない。

各省、この管内及び組織は毎年各州政府との間に、国の名に於いて、国家農林開発計画の実施権を移管するに目的として協定を締結する。

各州は特別の指示、例之が「農地改革」の目的及び接收可能な農地の決定、植民プログラム外の施設公共地の買収、農地の灌漑、農村電化、貯蔵倉庫の建設、農村住宅の建設、道路の建設等の計画に参加する。

6. 本計画の範囲の中での次の事項を行わなければならない。

- 予ての省に於て、国家農林開発計画の改定の際に更に必要とする指導措置を優先せよ。
- 大統領府企画庁は政府の総合計画をコ-ルジキトする権限を持つことより、各地域別、部門別の計画を統合し、<sup>土地問題を含む</sup>前者の問題を越え各方向に肉連する問題点の調整を図る。
- 農地改革開発者及びその管下の村団に於ては、農地改革及び補完措置の企画と実施、他の関係者<sup>(特に大蔵省)</sup>や州、直轄領、郡、民間(農林部門の代表村団)に肉連する農地契約の監督を行わなければならない。

二者に於ては更に農地改革の優先地域における連邦村団の行動のコ-ルジキト及び農業関係の法律に關する主要な決定事項の確立、実施の際の作業を促進せよ。その中には農事裁判の法律を含む。

- 農務者及びその管下の村団に於ては農業政策の企画と実施、他の関係者(とくに農地改革開発者、及び大蔵省)、州、直轄領、郡及び民間(農林の代表村団)との調整、更に農地改革の優先地域に指定された地域における他の連邦村団の行動をコ-ルジキトする任務を分ちよ。

その他に他の関係者に於ては農務省の問題、農林社会福祉問題、及び農事法に依る法令の研究、他の省、州、直轄領政府、郡との協定、SEPLAN(企画庁)に於ける報告書の提出を義務せよ。

SEPLAN(大統領府企画庁)に代表して農務、農地改革開発者らメンバーとする国家農林開発計画の統合及び評価委員会、その業務の協力を受ける他の人等が定めらるべきである。

大統領府下級、以上の指導を採り得るべきに於て、農務に生活し、その土地で生産性のある土地に愛する人々の先住人の社会的、経済的向上を通じて農林社会に平和と繁栄をもたらすことによる管下の諸邦に愛国目的を達成するに於て可能な信頼の力である。

この委員会改めて管下に於ける深甚の敬意を表明せしめよ。

農務大臣                      ノードコ、ジョルジ・シモン  
 農地改革開発大臣          ネルソン・フィッシャー、リバーコ  
 大統領府企画庁長官        シモン、ジャコブ

(以上)



